

(仮 訳)

バーゼル委員会、バーゼル II の枠組みの水準調整を維持

2006 年 5 月 24 日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会は、銀行の自己資本に関する枠組み（「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組み」。「バーゼル II の枠組み」として良く知られている。）の水準調整を再検討した結果、現在の水準調整（信用リスク・アセットに対する 1.06 のスケーリング・ファクター）を維持することを決定した。この再検討作業においては、第 5 回定量的影響度調査（Q I S 5）のほかに、一部の地域で実施された Q I S 4 の結果も用いられた。

当委員会は、ドイツ・ブンデスバンクの主催によりベルリンで行われた本日の会合において、銀行および各国の監督当局が今回の作業のために払った多大な努力に対して謝意を表明した。今回の作業は、バーゼル II の世界的な実施における大きな節目となる。

G 1 0 諸国における Q I S の結果によれば、バーゼル II の枠組みの第一の柱の下での最低所要自己資本（スケーリング・ファクター適用後）は、現行合意に比べて低下する。グループ 1 銀行（国際的に活動し、多様な業務を行う銀行のうち、Tier 1 資本が 3 0 億ユーロを超える先）の最低所要自己資本は、平均 6.8% 低下する見込みである。これは、Q I S に参加した銀行がバーゼル II 実施後に採用すると見込まれる信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの手法に関する結果に基づくものである。

バーゼル委員会の議長であり、スペイン中央銀行の総裁である Jaime Caruana 氏は、「当委員会は、銀行が景気サイクルを通じて確固たる自己資本基盤を維持することを、バーゼル II の枠組みを実施する過程において監督当局が確実にすることを期待している。この目標を達成するためのメカニズムは整っている。」と述べた。

Q I S 5の結果

2つの内部格付手法のうち、先進的内部格付手法の最低所要自己資本の減少幅(-7.1%)は、基礎的内部格付手法のそれ(-1.3%)を上回っている。標準的手法の下での最低所要自己資本は、グループ1銀行において1.7%増加する見込みとなっている。しかしながら、G10諸国のグループ1銀行のうち、標準的手法を採用する先はほとんどないと見込まれる。グループ2銀行では、リテール・エクスポージャーの比率がより高いことを主因として、全ての手法の下で最低所要自己資本がより大きな減少幅を示している。本調査に参加した非G10諸国の銀行については、一国内においても各国間においても、結果にかなり大きなばらつきがみられる。これは主として、一部の銀行の業務態様の特殊性と、各国のバーゼルII実施のあり方の違いに起因する。リスク・プロファイルが類似している銀行については、Q I S 5の結果はG10諸国の銀行と概ね整合的であるように見受けられる。

当委員会は、銀行から提出されたQ I S データの質は前回調査に比べて大幅に改善したと考えているが、景気後退期の状況を勘案したデフォルト時損失率の推計¹や、トレーディング勘定に関する当委員会の改訂ルール²を巡る論点については、更なる改善を要する。当委員会はまた、バーゼルIIの枠組みのシクリカリティについても分析を行った。Q I S 4およびQ I S 5を実施した時点において、ほとんどの国のマクロ経済情勢はQ I S 3実施時に比べて良好であった。当委員会は、こうした経済情勢がQ I Sの結果に影響を及ぼしているものの、現時点で利用可能な情報では、その影響度を正確に定量化することは難しいと結論づけた。

当委員会は、データに残る不確実性も勘案のうえ、内部格付手法において信用リスク・アセットに適用される1.06のスケールリング・ファクターは、現時点で変更しないことが妥当という点で意見の一致をみた。バーゼルIIの枠組みが銀行の抱えるリスクを正確に反映することを確実にするうえで、(内部格付制度の)検証を適切に実施することが極めて重要となる。バーゼルII実施の過程において、銀行は、バーゼルIIの枠組みによって高められたリスク感応度に習熟していく一方で、最低所要自己資本が自己資本の実際的な保有水準を決定する際

¹ 「デフォルト時損失率の推計(バーゼルIIの枠組文書におけるパラグラフ468)に関するガイダンス」(バーゼル銀行監督委員会、2005年7月)。

² 「トレーディング業務に対するバーゼルIIの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」(バーゼル銀行監督委員会、2005年7月)。

に影響を与える態様について注意を払うべきである。

次のステップ

当委員会は、G 1 0 諸国および非 G 1 0 諸国における Q I S 5 の結果について、詳細な報告書を 2006 年 6 月に公表したいと考えている。各国当局は、バーゼル II の枠組みの実施期間を通じて所要自己資本のモニターを継続する。当委員会は、バーゼル II の枠組みに関する各国の経験をモニターする。